

【該当部分抜粋】

○自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（隊員の採用） 第二十一条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、<u>学生、生徒及び予備自衛官補</u>の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（以下「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。 2 自衛官、<u>学生及び生徒</u>以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。	（隊員の採用） 第二十一条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、<u>学生及び予備自衛官補</u>の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（以下「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。 2 自衛官及び<u>学生</u>以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。
（年齢の範囲） 第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。 一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上二十七歳未満 二 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢二十二歳（防衛大臣が定める	（年齢の範囲） 第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。 一 三等陸士、三等海士又は三等空士 年齢十五歳以上十八歳未満 二 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上二十七歳未満 三 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢二十二歳（防衛大臣が定める

場合にあつては、十八歳以上で防衛大臣の定める年齢）以上三十歳未満 満 （筆記試験） 第二十六条 二等陸士、二等海士又は二等空士を採用するための筆記試験は、次の各号に掲げる科目につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度の学力について試験するものとする。 一 三 （略） 二 三 （略）	（離職後の営利企業体の地位への就職） 第六十二条 法第六十二条第二項に規定する防衛省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 二 （略） 三 学生及び生徒 四 幹部自衛官の候補者として陸曹長、海曹長又は空曹長に採用された自衛官及び生徒としての正規の課程を終了し、引き続き陸曹候補者たる自衛官となつた者でそれぞれ防衛大臣の定めるもの 五 （略） 二 六 （略）
場合にあつては、十八歳以上で防衛大臣の定める年齢）以上三十歳未満 満 （筆記試験） 第二十六条 二等陸士、二等海士、二等空士、三等陸士、三等海士又は三等空士を採用するための筆記試験は、左に掲げる科目につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度の学力について試験するものとする。 一 三 （略） 二 三 （略）	（離職後の営利企業体の地位への就職） 第六十二条 法第六十二条第二項に規定する防衛省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 二 （略） 三 学生 四 幹部自衛官の候補者として陸曹長、海曹長又は空曹長に採用された自衛官で防衛大臣の定めるもの 五 （略） 二 六 （略）

【該当部分抜粋】

○自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）（第1条関係）
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（採用） 第1条 自衛官、予備自衛官補、<u>防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）</u>の採用は、この訓令の定めるところにより行う身体検査に合格した者でなければこれをしてはならない。 （身体検査の実施区分） 第2条 自衛官、予備自衛官補、<u>学生及び生徒</u>の採用のための身体検査（以下「身体検査」という。）は、採用予定者を決定するとき及び採用予定者を入隊させ、又は入学させるときに行うものとする。 （身体検査合格の基準） 第4条 身体検査においては、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める基準に該当する者を合格者とする。 (1) 男子たる自衛官（第3号に掲げる者を除く。）及び予備自衛官補（以下「男性自衛官等」という。） 別表第1に定める基準 （削る） (2) 女子たる自衛官（第3号に掲げる者を除く。）及び予備自衛官補（以下「女性自衛官等」という。） 別表第2に定める基準 (3) 航空機操縦員たる自衛官 （略） (4) 男子たる学生（以下「男子学生」という。） 別表第3に定める基準 (5) 女子たる学生（以下「女子学生」という。） 別表第4に定める基準 (6) 生徒 別表第5に定める基準 （異動時等の身体検査）	（採用） 第1条 自衛官、予備自衛官補<u>及び防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）</u>の採用は、この訓令の定めるところにより行う身体検査に合格した者でなければこれをしてはならない。 （身体検査の実施区分） 第2条 自衛官、予備自衛官補<u>及び学生</u>の採用のための身体検査（以下「身体検査」という。）は、採用予定者を決定するとき及び採用予定者を入隊させ、又は入学させるときに行うものとする。 （身体検査合格の基準） 第4条 身体検査においては、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める基準に該当する者を合格者とする。 (1) 男子たる自衛官（第2号及び第4号に掲げる者を除く。）及び予備自衛官補（以下「男性自衛官等」という。） 別表第1に定める基準 (2) <u>3等陸士、3等海士及び3等空士たる自衛官（以下「3士」という。）</u> 別表第2に定める基準 (3) 女子たる自衛官（第4号に掲げる者を除く。）及び予備自衛官補（以下「女性自衛官等」という。） 別表第3に定める基準 (4) 航空機操縦員たる自衛官 （略） (5) 男子たる学生（以下「男子学生」という。） 別表第4に定める基準 (6) 女子たる学生（以下「女子学生」という。） 別表第5に定める基準 （異動時等の身体検査）

第6条 陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊のいずれかの自衛官が他の自衛官になろうとする場合又は自衛官以外の隊員（学生及び生徒を除く。）が自衛官になろうとする場合においても、この訓令の定めるところにより身体検査を行わなければならない。

2 略

（合格基準の特例）

第7条 防衛大臣は、余人をもつて代えることができない職務を担当する自衛官を採用しようとする場合にあつて特に必要があると認めるときは、当該自衛官の身体検査について、別表第1又は別表第2に定める基準の一部を変更することができる。

別表第1（第4条、第7条関係） 男性自衛官合格基準

区 分	合 格 基 準
（略）	（略）

備考 聴力検査は、秒時計法又は聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

（削る）

別表第2（第4条、第7条関係） 女性自衛官合格基準

区 分	合 格 基 準
（略）	（略）

備考 聴力検査は、秒時計法又は聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

別表第3（第4条関係） 男子学生合格基準

区 分	合 格 基 準
（略）	（略）

備考 聴力検査は、秒時計法又は聴力計法のいずれ

第6条 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれかの自衛官が他の自衛官になろうとする場合又は自衛官以外の隊員（学生を除く。）が自衛官になろうとする場合においても、この訓令の定めるところにより身体検査を行わなければならない。

2 略

（合格基準の特例）

第7条 防衛大臣は、余人をもつて代えることができない職務を担当する自衛官を採用しようとする場合にあつて特に必要があると認めるときは、当該自衛官の身体検査について、別表第1又は別表第3に定める基準の一部を変更することができる。

別表第1（第4条、第7条関係） 男性自衛官合格基準

区 分	合 格 基 準
（略）	（略）

備考 聴力検査は、秒時計法、聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

別表第2（第4条関係） 三士合格基準

区 分	合 格 基 準
（略）	（略）

備考 略

別表第3（第4条、第7条関係） 女性自衛官合格基準

区 分	合 格 基 準
（略）	（略）

備考 聴力検査は、秒時計法、聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

別表第4（第4条関係） 男子学生合格基準

区 分	合 格 基 準
（略）	（略）

備考 聴力検査は、秒時計法、聴力計法のいずれ

れか一方を行うものとする。

別表第 4（第 4 条関係） 女子学生合格基準

区 分	合 格 基 準
(略)	(略)

備考 聴力検査は、秒時計法又は聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

別表第 5（第 4 条関係） 生徒合格基準

区 分	合 格 基 準
<u>1 身 長</u>	<u>16才未満 150cm以上</u> <u>17才未満 152cm以上</u> <u>18才未満 154cm以上</u>
<u>2 胸 囲</u>	<u>附表第 1 による</u>
<u>3 体 重</u>	<u>附表第 2 による</u>
<u>4 肺活量</u>	<u>16歳未満 2,800cc以上</u> <u>18歳未満 3,000cc以上</u>
<u>5 視 力</u>	<u>両側とも裸眼視力が0.8以上又は裸眼視力が0.3以上で矯正視力が0.8以上であるもの</u>
<u>6 色 覚</u>	<u>色盲又は強度の色弱でないもの</u>
<u>7 聴 力</u>	<u>(1) 秒時計法で両側とも1m以上の距離で聞き分けるもの</u> <u>(2) 聴力計法で1000 Hz、4000 Hz において、それぞれ一側が30 dB 以下、他側が50 dB 以下で聞き分けるもの</u>
<u>8 疾 患</u>	<u>附表第 3 に掲げる不合格疾患のいずれをも有しないもの</u>
<u>総 合</u>	<u>身体強健で持久力を要する隊務にも耐え得ると認められるもの</u>

備考 聴力検査は、秒時計法又は聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

附表第 1 胸囲合格基準

か一方を行うものとする。

別表第 5（第 4 条関係） 女子学生合格基準

区 分	合 格 基 準
(略)	(略)

備考 聴力検査は、秒時計法、聴力計法のいずれか一方を行うものとする。

附表第 1 胸囲合格基準

身長	区分	男性自衛官 等及び男子 学生	女性自衛官 等及び女子 学生	生 徒	
				三 士	
				1 8 歳未満	1 6 歳未満
(略)	(略)	(略)	cm以上	cm以上	cm以上
			74.5	74	74
			75	75	75
			75.5	76	76
			76	77	77
			76.5	78	78
			76.5	78.5	79
			77	79.5	80
			77.5	80.5	81
			78	81.5	82
			78.5	82	83
			79	83	84
			79.5	84	84.5
			80	84.5	85.5
			80.5	85.5	86
			81	86	

附表第2 体重合格基準

身長	区分	男性自衛官 等及び男子 学生	女性自衛官 等及び女子 学生	生 徒	
				三 士	
				1 8 歳未満	1 6 歳未満
(略)	(略)	(略)	kg以上	kg以上	kg以上
			43	42	38.5
			43.5	42.5	39
			44	43	39.5
			44.5	43.5	40
			45	44	41
			46	44.5	42.5
			47	45.5	44
			47.5	46	45.5
			49	47	47
			51	48.5	48.5
			53	50	50
			55	52	52
			57	54	54
			59	56	56
			61	58	58
			63	60	

身長	区分	男性自衛官 等及び男子 学生	女性自衛官 等及び女子 学生	三 士	
				1 8 歳未満	
				1 6 歳未満	cm以上
(略)	(略)	(略)	cm以上	cm以上	cm以上
			74	74	74.5
			75	75	75
			76	76	75.5
			77	77	76
			78	78	76.5
			78.5	79	76.5
			79.5	80	77
			80.5	81	77.5
			81.5	82	78
			82	83	78.5
			83	84	79
			84	84.5	79.5
			84.5	85.5	80
			85.5	86	80.5
			86		81

附表第2 体重合格基準

身長	区分	男性自衛官 等及び男子 学生	女性自衛官 等及び女子 学生	三 士	
				1 8 歳未満	
				1 6 歳未満	kg以上
(略)	(略)	(略)	kg以上	kg以上	kg以上
			43	38.5	43
			43.5	39	43.5
			44	39.5	44
			44.5	40	44.5
			45	41	45
			46	42.5	46
			47	44	47.5
			47.5	45.5	49
			49	47	51
			51	48.5	53
			53	50	55
			55	52	57
			57	54	59
			59	56	61
			61	58	63
			63		

○自衛隊生徒の任用等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第51号）（第5条関係）
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第5条 削除	（採用） 第5条 生徒の採用は、採用試験による。 2 前項の採用試験の受験資格を有する者は、日本の国籍を有する男子で次の各号に該当するものとする。 （1）試験の日以後における最初の4月1日において年令15才以上17才未満の者 （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（採用の時期においてこれらの者に該当することとなる見込みの者を含む。） 3 第1項の採用試験は、その者の学力、身体的及び心理的適性、人物その他生徒としての適格性を試験するものとし、その試験方法は次の各号による。 （1）筆記試験 （2）身体検査 （3）口述試験 （4）適性検査 4 第1項の採用試験は、陸上幕僚長が実施する

(削る)	第5条の2 生徒を採用する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認しなければならない。 (1) 当該採用について親権を行う者又は未成年後見人が同意していること (2) 当該採用を予定されている者が第4条各号に定める業務に関する情報の提供を受けていること (3) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書により前条第2項第1号に該当することが証明されていること
(任用権者) 第9条 生徒の陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定の取消しは、陸上幕僚長、地方総監又は航空幕僚長が行う。	(任用権者) 第9条 生徒の採用及び陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定又はその取消しは、陸上幕僚長、地方総監又は航空幕僚長が行なう。
(委任規定) 第11条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。	(委任規定) 第11条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。ただし、採用試験に関する事項については、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議して定めるものとする。

○幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）（第11条関係）
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
(年齢の範囲の特例) 第2条の2 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）<u>第25条第2号</u>の防衛大臣が定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、同号の防衛大臣の定める年齢は、20歳とする。 (1)・(2) 略	(年齢の範囲の特例) 第2条の2 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）<u>第25条第3号</u>の防衛大臣が定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、同号の防衛大臣の定める年齢は、20歳とする。 (1)・(2) 略

○自衛官等の心理適性検査に関する訓令（昭和51年防衛庁訓令第37号）（第16条関係）
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
(検査問題等の作成等) 第4条 略 2 前項の規定にかかわらず、2等陸士、2等海士及び2等空士である自衛官又は一般曹候補生を志願する者に対して行う採用試験に係る検査	(検査問題等の作成等) 第4条 略 2 前項の規定にかかわらず、2等陸士、2等海士及び2等空士である自衛官、<u>自衛隊生徒</u>又は一般曹候補生を志願する者に対して行う採用試

問題等の作成又は指定は、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議の上行うものとする。

別表（第5条関係）

検査区分	検査対象者	検査種目
採用検査	2等陸士、2等海士及び2等空士である自衛官を志願する者	知能検査 性格検査
	一般幹部候補生を志願する者のうち航空機の操縦を志望する者及び航空学生を志願する者	知能検査 性格検査 職業適性検査
	一般幹部候補生を志願する者のうち特技職の音楽を志願する者	職業適性検査
	一般曹候補生を志願する者	性格検査
	予備自衛官補（一般）を志願する者	知能検査 性格検査
	予備自衛官補（技能）を志願する者	性格検査
職務検査	2等陸士、2等海士及び2等空士である自衛官、一般曹候補生並びに生徒のうち、入隊直後の教育課程において教育を受けている者で、幕僚長の定めるもの 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第1項に定める指定自動車教習所である自衛隊施設において技能検査を受けようとする者及び現に自衛隊用自動車を運転する者で、幕僚長の定めるもの（即ち予備自衛官を含む。）操縦士の航空従事者技能証明を得ようとする者 空挺従事者の取扱に関する訓令（昭和3	知能検査 性格検査 作業素質検査 職業適性検査

験に係る検査問題等の作成又は指定は、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議の上行うものとする。

別表（第5条関係）

検査区分	検査対象者	検査種目
採用検査	2等陸士、2等海士及び2等空士である自衛官を志願する者	知能検査 性格検査
	一般幹部候補生を志願する者のうち航空機の操縦を志望する者及び航空学生を志願する者	知能検査 性格検査 職業適性検査
	一般幹部候補生を志願する者のうち特技職の音楽を志願する者	職業適性検査
	<u>自衛隊生徒を志願する者</u>	<u>職業適性検査</u>
	一般曹候補生を志願する者	性格検査
	予備自衛官補（一般）を志願する者	知能検査 性格検査
	予備自衛官補（技能）を志願する者	性格検査
職務検査	2等陸士、2等海士及び2等空士である自衛官、 <u>自衛隊生徒、曹候補士並びに</u> 一般曹候補生のうち、入隊直後の教育課程において教育を受けている者で、幕僚長の定めるもの 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第1項に定める指定自動車教習所である自衛隊施設において技能検査を受けようとする者及び現に自衛隊用自動車を運転する者で、幕僚長の定めるもの（即ち予備自衛官を含む。）操縦士の航空従事者技能証明を得ようとする者 空挺従事者の取扱に	知能検査 性格検査 作業素質検査 職業適性検査

	0年陸上自衛隊訓令第39号)第2条に定める空挺隊員になろうとする者 潜水艦の乗組員又は潜水作業に従事する海上自衛官になろうとする者				関する訓令(昭和30年陸上自衛隊訓令第39号)第2条に定める空挺隊員になろうとする者 潜水艦の乗組員又は潜水作業に従事する海上自衛官になろうとする者		
環境適応検査	陸曹長、海曹長及び空曹長以下の自衛官で幕僚長の定める者	知能検査 性格検査 作業素質検査		環境適応検査	陸曹長、海曹長及び空曹長以下の自衛官で幕僚長の定める者	知能検査 性格検査 作業素質検査	

○自衛隊員の再就職手続等に関する訓令(平成12年防衛庁訓令第78号)(第17条関係)
(下線部分は今回改正部分)

改 正 案	現 行
<u>(承認を要する隊員)</u> 第4条 施行規則第62条第1項第2号の防衛大臣の定める隊員は、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(隊員を除く。)、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち自衛隊法施行令別表第10に掲げられるものに使用される者(以下この項において「一般職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された者とする。 (削る) <u>(承認を要さない隊員)</u> 第4条の2 施行規則第62条第1項第4号の防衛大臣の定めるものは、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第63号)第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項、第5条第1項若しくは第2項、第6条若しくは第7条又は陸上自衛隊高等工学校生徒及び生徒陸曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令(平成21年陸上自衛隊訓令第32号)第8条の規定により、一般幹部候補生、技術幹部候補生、医科幹部候補生、歯科幹部候	<u>(承認を要さない隊員)</u> 第4条 施行規則第62条第1項第2号に規定する「<u>防衛大臣の定める隊員</u>」は、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(隊員を除く。)、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち自衛隊法施行令別表第10に掲げられるものに使用される者(以下この項において「一般職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された者とする。 2 施行規則第62条第1項第4号に規定する「<u>防衛大臣の定めるもの</u>」は、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第63号)第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項、第5条、第6条又は第7条の規定により、幹部候補生を命じられた者とする。

補生若しくは薬剤科幹部候補生又は生徒陸曹候補生を命ぜられた者とする。

(契約の締結又は履行に携わった隊員の例外)

第5条 施行規則第62条第2項第1号の防衛大臣の定める隊員は、次に掲げる隊員とする。

(1)・(2) 略

(依存度)

第6条 施行規則第62条第2項第2号の防衛大臣の定める基準は、隊員の離職前5年間に係る年度のうちのいずれかの年度において、隊員の在職した官職に応じて別に定める在職機関と就職予定企業との間で締結された契約の総額の当該年度における当該就職予定企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が25パーセント以上であることとする。

(承認の基準の特例)

第7条 施行規則第62条第3項の防衛大臣が定めるものは、次に掲げる営利企業体への就職とする。

(1)～(5) 略

(契約の締結又は履行に携わった隊員の例外)

第5条 施行規則第62条第2項第1号に規定する「防衛大臣の定める隊員」は、次に掲げる隊員とする。

(1)・(2) 略

(依存度)

第6条 施行規則第62条第2項第2号に規定する「防衛大臣の定める基準」は、隊員の離職前5年間に係る年度のうちのいずれかの年度において、隊員の在職した官職に応じて別に定める在職機関と就職予定企業との間で締結された契約の総額の当該年度における当該就職予定企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が25パーセント以上であることとする。

(承認の基準の特例)

第7条 施行規則第62条第3項に規定する「防衛大臣が定めるもの」は、次に掲げる営利企業体への就職とする。

(1)～(5) 略